平成２９年（フ）第１５７９号
横浜市神奈川区松本町６丁目41番地４　坂本ビル402号
債務者　小川　　治
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８号
北海道紋別郡雄武町字雄武935番地
債務者　井上　信男
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月21日午前11時
　　旭川地方裁判所紋別支部

平成２９年（フ）第５５１９号
東京都葛飾区新小岩３丁目19－８
債務者　桑原　博雅
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５８６号
東京都品川区中延２丁目８－13－202
債務者　檜谷　康則
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５９４号
東京都江戸川区平井６丁目33－13　ハイツ山口Ⅱ　202
債務者　有田　好孝
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５９９号
東京都練馬区北町６丁目３－101
債務者　湊　エミ子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６００号
東京都中野区沼袋４丁目29－16－203
債務者　服部　輝彦
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６０１号
東京都中野区野方３丁目12－４　ラ・エスポアール野方３　204
債務者　池田　義孝
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６０２号
東京都世田谷区奥沢１丁目56－６
債務者　秋山　浩通
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６０５号
東京都北区王子２丁目25－10－106
債務者　杉原　一喜
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６０８号
東京都新宿区西落合２丁目15－12－405
債務者　鹿島多恵子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６３２号
東京都町田市金森２丁目38－１－205
債務者　鈴木　　実
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６３３号
東京都町田市金森２丁目38－１－205
債務者　鈴木　留美
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６３４号
東京都足立区江北１丁目16－５－201
債務者　金野　　敬
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６３５号
東京都足立区江北１丁目16－５－201
債務者　金野　洋子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６４５号
東京都東村山市栄町３丁目10－２　Ｋハイム　Ⅱ　403
債務者　八木　乃梨
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部